

海外移住研修所要覧

昭和 35 年 10 月

財団法人 日本海外協会連合会
東京都中央区宝町 2 の 6 宝町ビル



国際協力事業団		
受入 月日	'84. 9. 14	000
		23.4
登録No.	09564	EA

目 次

海外移住研修所設立の趣旨	1
海外移住研修所規程	2
海外移住研修所研修実施要領	4
海外移住研修所位置, 用地及び施設	7
海外移住研修所職員及び講師	8
海外移住研修所第1回研修生募集要領(抜萃)	9
(付) 財団法人日本海外協会連合会寄附行為(抜萃)等	11
財団法人日本海外協会連合会役員氏名	15
財団法人日本海外協会連合会在外支部概要	17

JICA LIBRARY



1023810[3]

海外移住研修所設立の趣旨

わが国の海外移住は、戦後昭和27年に再開されて以来、国際協力の精神を基調とし、世界人類の福祉の向上と平和の確保の基礎に寄与することを理想として、受入国側の利益、要望及び事情に合致した国際協調性に富む優秀な資質の移住者を、多数かつ広範囲にわたつて海外に送出し、その定着と繁栄を図ることを主眼として推進されている。

この間、この線に沿つて送出された移住者数は、年ごとに増加し、本年5月現在で約3万8千名を算するに至り、一方新しい移住地もブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ等中南米各国はもちろん、更に将来は北米、東南アジア方面にも逐次進展を期しつつある実状である。又貿易企業の面においても、その発展はめざましく前途ますます洋々たるものがある。

かかるわが国の海外移住と貿易企業の進展にともなつて、今後更にこれを験力かつ円滑に促進するためには、移住者の中堅となり指導者となるべき者を養成することが何よりの急務であるといわねばならない。わが国の海外移住の実務機関たる使命を負う当会としては、この見地から、国際社会人としての豊かな教養を持ち、語学はもとより移住国の産業経済の発展に尽くし得る知識、技能に熟達し、更に困難を克服して実践躬行する開拓者精神にすぐれた、身体強健な教養ある中堅青年移住者を育成する目的をもつて、今般関係各方面の御理解と御協力のもとに、海外移住研修所を設立するに至つたしだいである。

海外移住研修所規程

第1条（目的）

海外移住研修所（以下「研修所」という。）は、海外に移住してその国の住民と融和し、産業経済社会の中堅となつて活動する有為の人材を養成することをもつて目的とする。

第2条（職員）

研修所に、所長のほか所員を置く。

- 2 所長は、理事長をもつてこれに充てる。
- 3 所員は、会長がこれを任命する。
- 4 会長は、第1項の職員のほか、学識経験あるものに対し、研修に当ることを委嘱することができる。

第3条（職務）

所長は、会長の命を受けて、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

- 2 所長に事故あるときは、所長があらかじめ会長の承認を受けて指定した所員が、その事務を代行する。
- 3 前項の規程にかかわらず、重要又は異例の事務については、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの、又は特に急を要するもののほかは、これを代行することができない。
- 4 所員は、所長の命を受けて、所務を処理する。
- 5 研修所に、教務主任及び事務主任を置き、所員のうちから会長が任命する。
 - (1) 教務主任は、所長の命を受けて、研修に関する事項をつかさどる。
 - (2) 事務主任は、所長の命を受けて、会計及び庶務に関する事項をつかさどる。

第4条（研修生の入所及び研修期間）

研修生は、会長の定めるところにより募集・選考し、入所するものとする。

2 研修期間は、特に定めるもののほか、1年とし、研修生は研修期間中研修所附属の寮に全員入寮し、研修するものとする。

第5条（研 修）

所長は、会長の定める研修実施要領に基づき、研修を実施するものとし、必要な細目は、所長がこれを定めるものとする。

第6条（細 則）

この規程のほか必要な細則は、会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和35年5月1日から実施する。

海外移住研修所研修実施要領

第一 研修の方針及び要領

今後日本人の海外移住の理想は、平和的な民族生活圏の拡大として、国際協力の精神を基調とする進展具体化を図らなければならないので、中堅青年移住者育成を目的とする本研修所の研修実施の基本方針は、

1. 国際社会人として必要な教養をつちかうこと
 2. 移住国の産業経済の発展に寄与すると共に、自らの経済自立安定に必要な知識技能を修得すること
 3. 困難を克服し、実践篤行する開拓者精神と、これにふさわしい強健な身体を鍛練すること
- に重点を置くものとする。

したがって、この基本方針は、全研修期間を通じ、教科、実習及び生活指導等すべての分野において徹底実施するようにし、特に教科においては、語学（葡語、西語）を日常生活に不自由のない程度に上達せしめるような特殊の教授、学習の方法を講ずるほか、実習及び生活指導においては、移住後の活動に実際に役立つ技術を習得せしめると共に、教養ある文化社会人として趣味、情操豊かな人格を育成することを主眼とし、研修生の自治的な方法によつて、個性を重んじ、所員及び研修生一体となつて相互に錬磨する、特色のある生活環境を実現し、これを達成するよう配慮するものとする。

第二 研修科目

一般科目

語学（葡語、西語）

海外移住史及び移住論

中南米生活科学
国際教養
国際貿易
中南米事情
熱帯衛生
経営, 計理, 簿記
特別講義

専門科目

中南米の農業経営
協同組合経営
農村土木建築
中南米の作物
中南米の土壤及び肥料
中南米の畜産業
中南米の林業
病虫害防除
農畜産物加工
中南米の資源
中南米の貿易及び為替

中南米の商工業
中南米の邦人企業

実習及び演習

原動機取扱い及び修理
トラクター及び小型自動車運転
簡易気象観測
簡易測量

農 場 実 習
農 村 土 木 建 築
森 林 伐 開
機 械 開 墾
農 畜 産 物 加 工
貿 易 実 務
会 計 簿 記 実 習
語 学 実 習
欧 文 タイ プ
移 住 関 係 事 項 の 調 査 研 究
体 育
中 南 米 の 音 楽

自治活動

海外移住研修所位置、用地及び施設

位 置

群馬県勢多郡宮城村大字柏倉

国鉄両毛線前橋駅東北方約18軒（自動車50分）

赤城登山バス（前橋駅前始発）

群馬県立種畜場前下車 徒歩約8軒

両毛電鉄バス（前橋市群馬県庁前発）

大胡町経由終点梅木沼下車 徒歩約6軒

東武電鉄バス（両毛電鉄大胡駅前発）

終点 新井橋 下車 徒歩約6軒

用 地

赤城山南面中腹標高約700米の緩傾斜地にある森林、原野あわせて約10ヘクタール

施 設

(1) 建 物

1号本館（教室、研修生室、食堂、炊事場）

コンクリートブロック建瓦葺平家 47坪53

（昭和35年3月完成）

附属家屋（浴室、便所、洗面所、洗濯場）

木造、波形鉄板葺平家 23坪

2号本館

コンクリートブロック建瓦葺平家 35坪50

（昭和35年度完成予定）

その他 畜舎、堆肥舎、農機具舎、収納舎、農産加工室は35年度以降

順次建設

(2) 附帯施設

電灯，電話，給排水施設を完備する。

(3) 農機具

動力農具（トラクターを含む），畜力農具等を順次整備する。

(4) 家畜

乳用牛，役用牛，中家畜，家禽等有畜農業経営に必要な家畜類は順次導入する。

海外移住研修所職員及び講師

職員

所長 森 重 千 夫（日本海外協会連合会理事長）

所員 中 村 孝 二 郎（教務主任兼所長代理）

松 本 三 郎（事務主任）

吉 田 貞 吉

講師

外務省等関係諸官庁係官

関係諸機関役職員

学識経験者

当会役職員

海外移住研修所第1回研修生募集要領(抜萃)

募集, 選考及び合格決定

- (1) 募集人員 30名以内
- (2) 研修期間 1年
- (3) 応募資格

短期大学卒業, もしくはこれと同等以上の学力を有すると認められる満19才以上30才未満の身体強健な男子で, 地方海外協会長が適格者として推せんする者。

- (4) 募集, 推せん

日本海外協会連合会が地方海外協会を通じ全国より公募する。地方海外協会は応募者について身元調査を行い, 面接選考の結果適格と認めたものを, 日本海外協会連合会へ推せんする。

- (5) 手続書類

地方海外協会は日本海外協会連合会へ適格者を推せんするに当つて次の書類を添付すること。

最終学校卒業年度の成績証明書	1通
入所申込書(別記第1号様式)	4通
健康診断書(別記第2号様式)	1通
戸籍抄本	1通
写真(手札型上半身脱帽)申込書にてん付のこと	
推せん調書	1通
身元調査書	1通

- (6) 選考

日本海外協会連合会は地方海外協会より推せんのあつた適格者について, 書類による第1次選考を行い, その合格者に対し第2次選考

として全国数カ所において面接選考を行なう。面接選考の日時及び場所は第1次選考の合格通知と同時に通知する。

(7) 合格決定

日本海外協会連合会は第2次選考に基づいて合格者を決定の上、地方海外協会を通じて本人に通知する。

費用及び携行品

(1) 費用

- イ、入退所並びに選考場所へ出頭する際の旅費は自弁とする。
- ロ、入学金、授業料、寄宿舎費は徴集しない。
- ハ、入所中の食費は所要額のうち、月額1,500円程度を補助するが、残り(3,000円程度)は本人の負担とする。
- ニ、寄宿舎における寝具は無償貸与する。
- ホ、入所中の医療費は研修所備え付の救急常備薬による治療以外は本人の負担とする。

(2) 携行品

入所の際は下記の品を必ず携行すること。

- イ、転出証明書
- ロ、筆記具
- ハ、印鑑
- ニ、被服類(作業衣、地下足袋、ゴム長靴、雨衣等は使用中のもの
でよいかから充分持参すること。)
- ホ、其他洗面用具、石ケン、針、糸等

財団法人日本海外協会連合会寄附行為(抜萃)等

財団法人日本海外協会連合会寄附行為(抜萃)

第一章 名称と事務所

第2条 連合会は、事務所を東京都に置く。

連合会は、理事会の議決を経且つ主務官庁の承認を経て、国内及び国外の必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的と事業

第3条 連合会は、海外移住のあつせん及び援助を行い、且つ海外移住の推進を図ることを目的とする。

第4条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業。
2. 移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業。
3. 移住者に対する渡航費その他の資金の貸付、及びその回収に関する事業。
4. 移住に関する啓蒙、及び広報に関する事業。
5. 海外移住に関し、主務官庁より命令せられ又は委嘱せられた事業。
6. その他この会の目的を達するため必要な事業。

第三章 資産と会計

第5条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

1. 設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産。
2. 会 費

3. 寄 附 金 品
4. 事業に伴なり収入
5. 資産から生ずる収入
6. 助 成 金
7. その他の収入

第四章 役員と職員

第15条 連合会に、理事35名以内監事5名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第16条 連合会に、会長、副会長若干名、並びに理事長及び常務理事若干名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第18条 理事の任期は2年、監事の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

理事又は監事は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第20条 連合会に相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

相談役、顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることが出来る。

第21条 連合会に職員若干名を置く。

職員は参事、主事、書記及びその他の職員とする。

第五章 評 議 員

第22条 連合会に、評議員若干名を置き、第24条に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第六章 会 員

第24条 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。

正会員の加入脱退は、理事会の承認を経なくてはならない。

正会員は、連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第七章 会 議

第30条 会議は、理事会、評議員会及び会員総会の三種とする。

第32条 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。

会議を構成する会員評議員又は理事の5分の2以上、若しくは監事から連名を以て、会議の目的たる事項を示して会議を請求された時は、会長は、すみやかにその会議を召集しなければならない。

評議員会、及び会員総会の会議の召集は、緊急を要する場合を除く外、すくなくとも2週間前に会議の目的たる事項を示して、会議を構成するものに召集の通知を出さなければならない。

第八章 寄附行為の変更と解散

第36条 この寄附行為は、評議員3分の2以上の同意を経、且つ、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

(注) 財団法人日本海外協会連合会は昭和29年1月5日外務大臣によつて設立許可

海外移住に関する事務調整に ついての閣議決定(抜萃)

4. 海外移住に関する事務の実施は民間団体たる日本海外協会連合会及びその組織団体たる地方海外協会をして国内国外を通じて一元的に行わしめるものとする。

(注) 昭和29年7月20日、閣議決定

財団法人日本海外協会連合会役員氏名

理 事

会 長 坪 上 貞 二

副 会 長 石 坂 繁

理 事 長 森 重 千 夫

(常務理事)
(常務部長) 鈴 木 政 勝

常務理事
(業務部長) 河 野 吉 祥

塚 本 毅 (農業労働者派米協議会常務理事)

太 田 知 庸 (日本海外移住振興株式会社常務取締役)

田 中 彦 蔵 (日本商工会議所理事渉外部長)

平 川 守 (全国拓植農業協同組合連合会副会長)

三 浦 文 夫 (ラテン・アメリカ協会理事長)

一 楽 照 雄 (全国農業協同組合中央会常務理事)

澁 谷 倉 蔵 (秋田県海外協会長)

三 浦 義 男 (宮城県海外協会長)

横 川 信 夫 (栃木県海外協会長)

岩 上 二 郎 (茨城県海外協会長)

田 中 覚 (三重県海外協会長)

田 谷 充 実 (石川県海外協会長)

阪 本 勝 (兵庫県海外協会長)

小 野 真 次 (和歌山県海外協会長)

田 部 長 右 衛 門 (島根県海外協会長)

溝 淵 増 己 (高知県海外協会長)

鶴 崎 多 一 (福岡県海外協会長)

監 事

池 田 直 (佐賀県海外協会会長)

荒 川 昌 二 (外務省参事)

小笠原 光 雄 (三菱銀行相談役)

岡 田 俊 雄 (大阪商船株式会社取締役社長)

佐 藤 勝 也 (長崎県海外協会会長)

財団法人 日本海外協会連合会在外支部概要

1. アマゾン支部

支部長 古田 純三

所在地 Av. Castilho França 140. Belém, Pará, Brasil

事業区域 ブラジル国のうち

パラ州, アマゾナス州, マラニオン州, ロンドニア州,
アクレ領, リオブランコ領, アマパー領, ガボレー領,

2. リオ・デ・ジアネイロ支部

支部長 大谷 晃

所在地 a/c Embaixada do Japão Rua das Laranjeiras,
192, Rio de Janeiro, Brasil

事業区域 ブラジル国のうち

セアラ州, ピアウイ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州
パライバ州, ベルナンブコ州, バイア州, ゴアス州,
ミナス・ゼライス州, リオ・デ・ジアネイロ州

3. サンパウロ支部

支部長 大沢 大作

所在地 a/c Consulado Geral do Japão, Praça Dom José
Gaspar, 30, 9 and., São Paulo, Brasil

事業区域 ブラジル国のうち

サンパウロ州, パラナ州, サンタ・カタリーナ州, リオ・
グランデ・ド・スール州, マットグロッソ州

4. パラグアイ支部

支部長 日沖 剛

所在地 Casilla de Correo No. 34, Encarnacion, Paraguay

5. ポリビア支部

支部長 若槻 泰雄

- 所在地 Calle La Paz, Esquina Warnes, Santa Cruz,
Bolivia
6. アルゼンティン支部
支部長 片山良平
所在地 Hipolito Yrigoyen 837, Buenos Aires, Argentina
7. コロンビア支部
支部長 (代理) 富谷典明
所在地 a/c Embajada del Japon,
Calle 35, No. 4-25/29, Bogotá, Colombia
8. ドミニカ支部
支部長 横田一太郎
所在地 Edificio Baquero No.516 Calle "Hosto" No. 38,
Ciudad Trujillo, República Dominicana
9. サンフランシスコ支部
支部長 高橋基
所在地 c/o Consulate-General of Japan
346 California Street, San Francisco
California, U. S. A.

